

昭和六十三年八月二十三日受領
答 弁 第 八 号

内閣衆質一一三第八号

昭和六十三年八月二十三日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員寺前巖君提出ゴルフ場開発による農薬汚染等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員寺前巖君提出ゴルフ場開発による農薬汚染等に関する質問に対する答弁書

一の1について

ゴルフ場において使用される農薬については、その実態をも踏まえつつ、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に基づき、登録された農薬が適正に使用されるよう指導に努めてまいりたい。

また、ゴルフ場の周辺の水質問題については、必要に応じ関係都道府県と連絡を取りつつその実態把握に努めてまいりたい。

一の2について

農薬の適正使用については、都道府県との連携の下に農薬危害防止運動等を実施していると

ころであり、今後とも農薬の適正な使用方法等について、周知徹底に努めてまいりたい。

一の3について

無登録農薬の使用及び登録農薬の適用外使用については、農薬取締法に基づき、今後ともその防止の徹底に努めてまいりたい。

一の4について

農薬取締法に基づく農薬の登録に当たっては、その効果及び安全性を十分に検査しているところであり、今後とも厳正な検査を実施してまいりたい。

一の5について

ゴルフ場の周辺の水質問題については、必要に応じ関係都道府県と連絡を取りつつその実態把握に努めてまいりたい。

また、ゴルフ場の開発が簡易水道及び上水道の水量、農業用水の水量及び河川の流況に与え

る影響については、必要に応じ実態把握に努めてまいりたい。

二の 1 について

急傾斜地等における開発については、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）等に基づき、安全の確保等が図られるよう適切に対処しているところであり、今後とも国土の保全等の観点からこれらの制度の適切な運用に努めてまいりたい。

二の 2 について

御指摘の京都府亀岡市内の造成工事については、工事中の防災対策に十分配慮した上で、京都府知事が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）による開発許可等を行ったものであるが、雨期までに当初予定されていた芝張りが完了しなかつたため、雨期に入り、下流の犬飼川が濁水

したものである。

このため、京都府及び亀岡市は、沈砂池の増設、沈砂池内のたい積土砂の除去及び仮設排水路の増設の措置を講ずるよう事業者に対し指導を行っているところであると聞いています。